

粉じん障害防止総合対策推進強化月間について

姫路労働基準監督署

兵庫労働局では9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、粉じん障害防止対策を推進することとしています。各事業場におかれましては、本月間の趣旨をご理解いただきますとともに、粉じん障害を防止するための取り組みをお願いいたします。

“9月は粉じん障害防止総合対策推進強化月間です”

兵庫労働局労働基準部 健康課

粉じん障害の防止については、昭和56年以降、8次にわたる粉じん障害防止総合対策に取り組んでおり、当局管内における、じん肺新規有所見者数は大幅に減少していますが、**依然として新規有所見者は発生**しています。

兵庫労働局では、引き続き、「兵庫労働局第9次粉じん障害防止総合対策5か年計画」(平成30年度から令和4年度)を策定し、9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、粉じん障害防止対策のより一層の徹底を図っています。

★「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」は、以下の6点です★

- (1) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
- (2) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (3) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (4) アーク溶接作業、金属等の研磨作業における粉じん障害防止対策
- (5) じん肺健康診断の着実な実施
- (6) 離職後の健康管理の推進



重点事項(参考例)	関係団体	事業場
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ★会員事業場に対する「講ずべき措置」等の周知、粉じん作業に係る自主点検の実施の援助 ★講習会・セミナーの開催 ★月間中のパトロール実施 	<ul style="list-style-type: none"> ★取組の自主点検の実施 ★「粉じん対策の日」の設定 ★じん肺健診の実施 ★労働衛生教育の実施
屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業	<ul style="list-style-type: none"> ★平成26年7月及び平成29年6月施行の改正粉じん則に基づく措置(有効な呼吸用保護具の使用)の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ★有効な呼吸用保護具使用の徹底 ★有効な呼吸用保護具を使用すること等要旨を記載したものを作業場の見やすい場所へ掲示
ずい道等建設工事	<ul style="list-style-type: none"> ★「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」及び「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」の周知 ★特別教育の受講勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ★「ガイドライン」に基づく対策の徹底 ★粉じん発生源措置、換気装置による換気及び粉じん濃度測定等の実施 ★呼吸用保護具の使用(動力掘削、動力積み込み及びコンクリート吹付作業等は電動ファン付呼吸用保護具に限る)
呼吸用保護具の使用の徹底等	<ul style="list-style-type: none"> ★電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ★保護具着用管理責任者の選任 ★じん肺管理区分が管理2又は管理3イである労働者の粉じんばく露低減措置の一つとして、電動ファン付き呼吸用保護具の使用
アーク溶接作業、金属等の研磨作業	<ul style="list-style-type: none"> ★屋外でアーク溶接する作業等が呼吸用保護具の使用対象になっていることの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ★局所排気装置等による作業環境の改善 ★呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進 ★特別教育の徹底 ★たい積粉じん対策の推進
離職後の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ★健康管理手帳制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ★管理2または管理3の離職予定者への健康管理手帳申請方法の周知 ★合併症予防の観点から禁煙の働きかけ

・「兵庫第9次粉じん障害防止総合対策5か年計画」、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」については、兵庫労働局ホームページに掲載しています。